

令和5年度 白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事業実施要項

(事業の目的)

第1条 省エネルギー性能の高い住宅（以下「省エネ住宅」という。）を普及させることにより、温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(給付金受給対象者)

第2条 給付金の対象は、次の各号に該当する方とする。

- (1) 町内に自らが居住するために第3条に該当する戸建て住宅を新築する方又は建売の戸建て住宅を購入する方
 - (2) 本町に住所を有する方（申請年度の年度末までに本町に転入し、居住することが確約する実である方を含む）
 - (3) 第4条に該当する町内業者と契約する方
 - (4) 町税に滞納がない方
- 2 対象期間内(年度内)での申請は1回とする。

(給付対象住宅)

第3条 対象とする住宅は、次の号のいずれかに該当すること。

- (1) 町内に自らが居住するために新築した戸建て住宅又は購入した戸建ての建売住宅（当該建売住宅の新築工事完了前に売買契約を締結したものに限り。）であって、次のいずれにも該当するもの。
 - ア 別表に定めるいずれかの認定証等(以下「認定証」という。)の交付を受けたもの
 - イ 認定証の交付日又は新築工事完了日(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項に定める検査済証(以下「検査済証」という。)の交付日)のいずれか遅い日が給付金を申請する年度の4月1日以降であるもの
 - ウ 木材を利用して建築する住宅であること
- (2) 町内に自らが居住するために購入した戸建ての建売住宅（当該建売住宅の新築工事完了後に売買契約を締結したものに限り。）であって、次のいずれにも該当するもの。
 - ア 別表に定めるいずれかの認定証等の交付を受けたもの
 - イ 給付金を申請する年度の4月1日以降にその引渡しを受けたもの
 - ウ 新築工事完了後に居住の用に供したことがないもの
 - エ 木材を利用して建築する住宅であること

(施工業者)

第4条 施工業者は、白鷹町商工会に施工業者登録した者で次の各号に該当するものとする。

- (1) 白鷹町商工会会員で施工が可能なもの
- (2) 町税に滞納がない者

2 施工業者の登録は、登録申請書(様式第6号)に納税証明書を添えて商工会長に提出するものとする。登録は、随時、申請可能とする。

3 下請け施工業者についても第1項に準ずるものとする。

(給付の額)

第5条 給付の額は、1件につき30万円とし、予算の範囲内で給付金を交付する。

(対象期間)

第6条 住宅の引渡し又は別表に定める認定証の交付が、令和5年4月1日から令和6年2月末日までに行われる事業を対象とする。

(受付期間)

第7条 事前申込書の提出の受付期間は令和5年4月4日から令和5年7月31日までとし、先着順とする。また、予定数に満たない場合、予算額が増額した場合は、延長する場合がある。

(提出書類)

第8条 給付金の申込及び完成報告については、各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 事前申込書(様式第1号)

- (添付書類) ①位置図
②納税証明書

(2) 工事完成報告書兼交付申請書(様式第3号)

- (添付書類) ①申請者の住民票謄本の写し(原本)
※住民登録をしている住所が補助対象住宅の住居表示と同一であることが確認できるもの
※(住所が町外の場合)住民異動に関する確約書(様式第4号)
②認定証の写し
③工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
④検査済証の写し(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第1項の規定の適用を受けない建築物にあっては、工事完了引渡し証明書の写し)
⑤補助対象住宅の完成写真
⑥口座振込依頼書(様式第7号)

(受理の通知)

第9条 事前申込書の審査の結果を踏まえ、申請者に受理を通知(様式第2号)する。

(完成報告書の提出期限)

第10条 工事完成報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日、または、令和6年3月10日のいずれか早い日とする。

(決定通知及び交付)

第11条 前条の規定による完成報告書の提出があったときは、確認審査を行い、適正と認めた場合は、給付金交付額を決定通知(別記様式第5号)する。

2 給付金は、指定の口座に振込むものとする。振込は、完成報告書受領後、10日を目途とする。

(財産処分の制限)

第10条 本給付金の受給者は、本事業により取得した住宅を白鷹町商工会の承認を受けないで、給付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を納付した場合並びに10年を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月 日から施行する。

別表

対象とする認定証等	認定証等の要件
(1) やまがた省エネ健康住宅認定証	やまがた省エネ健康住宅の普及促進にかかる要綱（令和5年4月__日施行）第12条第1項に規定するやまがた省エネ健康住宅認定証の交付を受けていること。
(2) 設計住宅性能評価書又は建築住宅性能評価書	断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6であること。
(3) 長期優良住宅建築等計画認定通知書	長期優良住宅の認定を受けていること。
(4) 低炭素建築物新築等計画認定書	低炭素建築物の認定を受けていること。
(5) B E L S 認定証	B E L S 認定証においてZ E Hマークの表示があること。

白鷹町商工会長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事前申込書

白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事業に以下のとおり申し込みます。

1. 事業内容 ※該当する□にチェックを入れてください。

住宅の区分	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅の新築 <input type="checkbox"/> 戸建て建売住宅の購入 (新築工事完了前に売買契約を締結) <input type="checkbox"/> 戸建て建売住宅の購入 (新築工事完了後に売買契約を締結)
住宅の所在地番	
住宅の新築工事完了予定日	年 月 日
取得予定の認定証の種類	<input type="checkbox"/> やまがた省エネ健康住宅認定証 <input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価書または建築住宅性能評価書 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅建築等計画認定通知書 <input type="checkbox"/> 低炭素建築物新築等計画認定書 <input type="checkbox"/> BELS認定証
認定証の交付見込日	年 月 日

2. 添付書類 ※該当する□にチェックを入れてください。

共通	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 納税証明書
施工業者の住所及び代表者名	
その他会長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> ()

3. 確認事項 ※内容を確認し、□に✓を付すこと。

- 令和6年3月31日までに白鷹町への住民登録がなされなかった場合には、本事業の対象とならないことを了承しました。
- 最終的な給付の可否や給付金の額は、工事完成後に提出する工事完成報告書(兼交付申請書)を審査したうえで確定するものであり、本申込書の提出をもって補助が確定するものではないことを了承しました。

申請者 様

白鷹町商工会
会長 吉田 博之 ㊟

令和5年度白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事業 受理決定通知書

令和 年 月 日付けで事前申込書の提出のあった令和5年度白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事業について、同事業実施要項第9条の規定により、受理を決定したので通知します。

記

1 事業の名称 令和5年度白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事業

2 給付金交付予定額 300,000円

3 注意事項

- (1) 事業内容に変更が生じた場合（事業の中止を含む）は、速やかに申し出ること。
- (2) 事業完了の日から30日を経過する日または令和6年3月10日のいずれか早い日までに工事完成報告書（兼交付申請書）（様式第3号）を提出すること。
- (3) 事前申込書の提出及び本通知をもって補助が確定するものではなく、最終的な補助の可否や給付金の額は、事業完了後に提出する工事完成報告書を審査したうえで確定するものである。

白鷹町商工会長 殿

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事業工事完成報告書（兼交付申請書）

白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事業について、工事の完成を報告いたします。

1. 事業内容 ※該当する□にチェックを入れてください。

住宅の新築工事完了日	令和 年 月 日 (建築基準法に規定する検査済証の交付日)
認定証の種類	<input type="checkbox"/> やまがた省エネ健康住宅認定証 <input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価書または建築住宅性能評価書 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅建築等計画認定通知書 <input type="checkbox"/> 低炭素建築物新築等計画認定書 <input type="checkbox"/> BELS認定証
認定証の交付日	令和 年 月 日
住宅の引渡しを受けた日	令和 年 月 日 ※建売住宅の購入で、新築工事完了後に売買契約を締結した場合

2. 添付書類 ※該当する□にチェックを入れてください。

共 通	<input type="checkbox"/> 申請者の住民票謄本の写し若しくは住民異動確約書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 認定証の写し <input type="checkbox"/> 工事請負契約書または売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 建築基準法検査済証の写し (同法第7条第1項の規定の適用を受けない建築物にあっては、工事完了引渡証明書の写し) <input type="checkbox"/> 住宅の完成写真 <input type="checkbox"/> 口座振込依頼書
建売住宅の購入で、新築工事完了後に売買契約を締結した場合	<input type="checkbox"/> 未使用であることを確認できる書類 <input type="checkbox"/> 引渡日が確認できる書類
その他会長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> ()

3. 確認事項 ※内容を確認し、□に✓を付すこと。

- 本報告書の提出後、白鷹町商工会又は白鷹町より確認を要する事項がある場合には、住宅の現地調査等に応じます。
- 本事業により給付金の給付を受けた後、白鷹町商工会及び白鷹町より環境施策等の参考とする事項に関する調査、報告等の依頼があった場合には、協力いたします。

確約書

私（ども）は、令和5年3月31日までに白鷹町に住所を異動することを確約いたします。

また、異動の事実が確認できない場合には、交付された給付金について、返還することを確約いたします。

記

1 住宅建築場所 白鷹町大字

2 転居予定日 令和 年 月 日 頃

年 月 日

(申請者) 郵便番号 〒 ー

現住所

氏 名 ⑩

氏 名 ⑩

電話番号

なお、住所異動しだい住民票の写しを提出します。

申請者 様

白鷹町商工会
会長 吉田 博之 ⑩

令和5年度白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事業交付決定通知書

令和 年 月 日付けで工事完成報告（兼交付申請）のあった令和5年度白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事業について、同事業実施要項第12条の規定により下記のとおり給付金を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 給付金の名称 令和5年度白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事業
- 2 給付金交付決定額 300,000円
- 3 交付の条件
 - (1) 給付金受給者は、この給付金に係る収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5箇年間整備保存しなければならない。
 - (2) 給付金の交付後に交付要件を満たしていないことが確認された場合又は給付金の交付に関して虚偽の申請を行っていたことが確認された場合には、給付金を返還しなければならない。
 - (3) 本給付金の交付に伴い、住宅の現地調査等を行う必要がある場合にはそれに応じなければならない。

白鷹町商工会

会長 吉田 博之 殿

申請者 事業所名
代表者名

⑩

令和5年度
白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事業
(兼白鷹町商工会町産材等木造建築推進事業)
施 工 業 者 登 録 申 請 書

事業所住所	
所属部会名	
電話番号	
FAX番号	
創業年	
白鷹町における 営業年数	
経営形態	個人 法人（資本金 千円）
従業員数	
建設業許可番号	

※直近の白鷹町の納税証明書(写し可)を添付ください。

白鷹町商工会長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

㊞

口 座 振 込 依 頼 書

白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事業

白鷹町産材等木造建築推進事業

上記給付金については、下記の預金口座へ振り込んでください。

銀行名		本・支店名	
預金種目	当座 / 普通 (※貯蓄預金は対応できません)		
口座番号			※右詰めで記入して下さい。
フリガナ			
口座名			

※預金通帳の写し(本支店名等、上記の内容が確認できる部分)を添付してください。

※申請者本人名義の口座とします。